

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名	平成27年度第3回 木津川市行財政改革推進委員会			
日 時	平成28年1月13日（水） 午前10時00分～正午	場 所	市役所4階 会議室4-3	
出 席 者	委 員	■澤井委員（会長）                      ■新川委員（副会長） ■木村委員    ■山岡委員    ■山口委員    ■山本委員 ■浅田委員    ■占部委員    ■藤田委員	（出席： <input checked="" type="checkbox"/> ） （欠席： <input type="checkbox"/> ）	
	その他出席者	（傍聴者） 1名、関係市職員15名		
	庶 務	（事務局） 中島総務部長    竹谷参事    奥田室長    広瀬主事		
議 題	1. 開 会 2. 議 事 (1) 平成27年度事業仕分けについて ① JR駅舎再生業務委託事業費 ② 福祉医療費（障害者）助成事業費・重度心身障害老人健康管理事業費 ③ 高齢者教育事業費 ④ 公民館費 (2) 公共施設等総合管理計画アンケート結果（中間速報）について (3) その他 3. その他 4. 閉 会			
会議結果要旨	・本年度の事業仕分けの実施方法について確認を行った。 ・事業仕分けの対象4項目について事前審議・追加資料の要請等を行った。 （事業仕分け当日（第4回委員会）の資料は、追加資料を加えて差替えたものを委員宛て発送する。これに間に合わない資料は当日の追加資料として配布とする。）			
会議経過要旨	1. 開 会 2. 議 事 ◎藤田委員を署名委員に指名した。 (1) 平成27年度事業仕分けについて 資料A 平成27年度木津川市事業仕分け（実施要領等） ◎平成27年度事業仕分けの実施について、実施要領に基づき説明を受けた。 ◎第2回委員会において協議した、事業仕分け会場におけるプロジェクト			
	◎：議事・進行 ○：質問・意見 ⇒：説明・回答			

一を設置することとし、設置予定場所の説明を受けた。

#### ① J R 駅舎再生業務委託事業費

##### 資料 A 1 J R 駅舎再生業務委託事業費

◎ J R 駅舎再生業務委託事業費について資料に基づき説明を受け、事前審議を行った。

##### 審議・質疑応答

○ 駅舎管理の時間が 11 時から 19 時 30 分までに設定されている経過は。

利用者の多い通勤時間帯でもないので目的が不明確である。

⇒ 導入当初より、地域活性化の視点から、事業やイベント等が実施しやすい時間帯として、この時間帯を駅舎管理時間としております。

○ 両駅に自動改札機の設置はあるか。

⇒ 自動改札機はございませんが、簡易型 I C 乗車券改札機は設置されております。なお、近鉄のように、不正乗車を防止するためのフラップドアは設けられておりません。

○ 駅舎の所有権はどこにあるのか。

⇒ 所有権は J R が有しており、本市は J R と建物使用貸借契約を締結しております。

○ 駅舎管理と窓口業務は、別の従事者が行っているのか。

⇒ 両業務は別の従事者が行っております。なお、駅舎管理業務従事者は J R 元勤続職員としております。

○ 別の従事者が行っているのであれば、一方の事業を廃止することは可能か。

⇒ 可能であると考えます。

○ J R 山城多賀駅の「駅周辺の清掃」では、行政がトイレ清掃を行っていないのか。

⇒ 「駅周辺の清掃」にトイレ掃除は含まれておりません。駅構内のトイレ掃除は当無人駅を管理する主要駅から、職員が定期的に派遣されて、清掃業務を行っていると伺っております。

○ J R 西木津駅が無人駅となっているのは、J R 高速化等関連事業補助金の有無が絡むのか。

⇒ J R 西木津駅には元から駅舎がございませんでしたので、当初から無人駅であったと考えます。なお、J R 高速化等関連事業補助金は奈良線の利用促進に限定した事業であります。また、棚倉駅と上狛駅は古くは有人駅であり、国鉄時代には硬券の販売を行っておりました。両駅が無人駅となった経過については、担当部課に確認しておきます。

○両駅の利用者が最も多い時間帯は、通勤通学時間帯と考えてよいのか。  
⇒時間別利用者調査等を行われておりませんが、恐らく朝晩の通勤通学時間帯には利用者が多くなる一般的な駅であると考えます。

○簡易委託駅の業務は、J R の元勤続職員しかできない業務なのか。  
⇒J R に確認したところ、必ずしもそうではありません。ただし、本市では路線の乗換案内や切符の販売・精算につきましては、専門的な詳しい知識が必要であり、利用者サービスの観点から、J R の元勤続職員に従事いただいております。

○駅舎再生業務が地域活性化に繋がっていないことについて、市からの働きかけを行ったのか。  
⇒当時から何らかの取り組みを検討した経過はあったと推測しますが、具体的な地域活性化事業を実施するまでには至っておりません。

○周辺住民に対して、駅舎の利用状況等のアンケートを行っているのか。  
⇒市がアンケートを実施したことはありません。なお、J R が駅や電車利用に関するご意見箱のようなものを設置しておられます。

○駅利用者の推移について、将来のシミュレーションを行っているか。  
⇒市が両駅利用者シミュレーションは行っておりませんが、両駅を利用される周辺地域の人口シミュレーションは行っております。

○旧山城町からの事業であるが、その頃から当該事業団と随意契約を行っているのか。  
⇒当時から、旧山城町の第三セクターである現事業団の前身である山城町緑化協会を相手方として契約を締結しております。ただし、契約額が充分安価であること、J R 元勤続職員の確保や業務実績等を踏まえた上で契約しております。

○両駅以外で、近くの蟹満寺や山城郷土資料館等の史跡や観光地に行く手段はあるのか。

⇒蟹満寺や椿井大塚山古墳には、平日のみの運行でございますが、本市コミュニティバスで行くことができます。また、山城郷土資料館や高麗寺跡には上狛駅から徒歩のみとなります。なお、それ以外の交通機関としては、JR木津駅等からタクシーとなります。

○両駅で観光相談を受けた件数はどれくらいか。

⇒観光相談件数は集計しておりませんが、駅従事者に確認したところ、特に棚倉駅において、蟹満寺等の史跡名所への道案内等の問い合わせ件数が多いと伺っております。

○駅舎管理はJRに対して、雇用も含めて最低1日何時間というルールがあるのか。

⇒おそらく制限はありませんが、8時間程度ではないかと思われます。

○JR奈良線はワンマンカーの運行なのか。

⇒ワンマンカーではございません。なお、駅員を配置していない時間帯は、車掌が切符の集札を行う場合もございます。

○市が駅舎管理に補助金を出すことについて、どのような政策目的で行っているかということがポイントになると考えられる。

◎次の項目について追加資料を要請することとした。

#### 【追加資料要請】

- ・JR高速化等関連事業補助金交付要綱（写し）
- ・JR高速化等関連事業補助金活用事業の記載資料

②福祉医療費（障害者）助成事業費・重度心身障害老人健康管理事業費

資料A 2福祉医療費（障害者）助成事業費・重度心身障害老人健康管理事業費

◎福祉医療費（障害者）助成事業費・重度心身障害老人健康管理事業費について資料に基づき説明を受け、事前審議を行った。

#### 審議・質疑応答

○平成22年度事業仕分けの際、行革委員会委員から出された意見はどのようなものか。

⇒前回の事業仕分けにおきましては、仕分け結果が「市実施改善（内容・規模）」、ご助言いただいた内容は「対象範囲や所得基準を見直す

べき」でありました。主な見直しの内容といたしましては、医療費が高騰する中、事業を縮小する方向に向けるべきといったものでありました。

○ジェネリック医薬品の活用で医療費削減に繋がるのではないか。そのためには、強制的にジェネリック医薬品を利用するようにできないか。

⇒当該事業と直接的に関係する事項ではございませんが、国保の方ではジェネリック医薬品の利用促進策により、利用者が増加し、少しずつ財政効果をもたらしております。

ただし、本人がジェネリック医薬品を希望しても、患者の身体状況を医療的見地から総合的に考え、担当医が投薬の判断を行いますので、強制的な利用は困難であると考えます。

○木津川市は高福祉・子育て支援の充実として、トップレベルの子育てや障害者医療助成が進んでいるが、これは市長や合併した時の公約によるものか。

⇒子育て医療につきましては、市長が中学生までの医療費助成制度の創設を公約として掲げ、政策実行されたものであります。なお、子育て医療につきましては、高校生まで対象範囲を拡大した自治体もございます。一方、障害者医療費助成制度におきましては、市長による公約ではなく、合併協議による合併協定項目において、最も充実したサービスである旧加茂町の制度に統一することを決定されたものであり、それ以降の新たな公約はございません。

○「資料２－③所得基準」の表の見方を説明していただきたい。

⇒この表では市民の方が理解できにくいと考えられますので、よりわかりやすい資料を検討します。

○平成２２年度の事業仕分けの提言を受けて、所得基準等を見直すプロセスを踏んでいるのか。

仮に、今回の仕分け後に同じ結果であったとしても、平成２２年度と同様に見直しを行うことはないのか。

⇒平成２２年度の事業仕分けにおける提言をいただき、市内部においても見直しの議論等は行ったところでございますが、障がい者施策の最たる事業と捉え、事業を継続しているところでございます。

また、今回の仕分けの際に提言いただきました内容につきましては、当然ながら、その結果やご助言を踏まえて、市政運営を総合的に判断し、

その方向性を検討してまいりたいと考えております。

○障がい者施策であり、非常に困難であると推測するが、やはり税金が投与されていることから、応能負担を明確にして、所得基準の見直しを行うということが必要であると考えます。

◎次の項目について追加資料を要請することとした。

**【追加資料要請】**

- ・ 城陽市及び京田辺市の制度受給者数と助成実績額
- ・ 所得基準窓口配布資料

**③高齢者教育事業**

**資料A 3 高齢者教育事業**

◎高齢者教育事業について資料に基づき説明を受け、事前審議を行った。

**審議・質疑応答**

○生きがい大学の対象者が「60歳から」となっているのはなぜか。高齢者雇用安定法においても65歳まで定年年齢を引き上げるとされており、高齢者の定義から考えても疑問である。対象年齢を上げるという見直しを考えたことはないか。

⇒ご指摘のとおり、一般的な高齢化率とは、65歳以上の方の割合によるものであります。ただし、本事業は広く受講生を募集するといった観点から、65歳の定義に捉われず、早い段階の60歳以上としており、合併時より見直しの検討は行っておりません。

○宇治市と八幡市の生きがい大学対象者は何歳からか。

⇒宇治市は65歳から、八幡市は60歳からと伺っております。詳細事項を確認しておきます。

○受講生率が3%程度と非常に低い数値と言えるが、他市町村（京田辺市、城陽市）と比べて、受講生率が高いのか低いのか。

⇒京田辺市と城陽市は高齢者に限定した事業ではございませんが、人口割合から見ると、京田辺市は木津川市と同等、城陽市は木津川市よりも低い受講生率ということが推測できます。なお、高齢者教育事業を行っている宇治市や八幡市でも概ね同程度ではないかと考えます。

○70歳以上の受講生の参加率はどのくらいか。

⇒手持ちの資料がございませんので、後日に回答します。

○バス借上費の負担増については、受講生が増えれば一人あたりのコストが低くなると考えるが、受講生の定員に余裕はあるのか。

⇒受講生の定員には上限を設けておりませんので、受講生が増加することは何ら問題なく、生涯学習推進の観点から望ましいこととあります。なお、バス借上料につきましては、受講生が増加しても、その分のバスの借上げ台数が増加することとなりますので、台数増による発注メリットは見込めますが、大きなコスト削減につながるものとは言えないと考えます。

○事業の見直しを行わずにコスト削減を目指すのであれば、受講料の値上げしか方法がないと考える。

○受講費の値上げについて話し合いがなされているのか。

⇒生涯学習施策として、できるだけ多くの方が気軽に受講しやすい環境づくりという観点から年間500円とし、当初から値上げ等の議論はなされておられません。

○「資料3-①」「資料3-②」から、受講生698名に対して、参加者数が少なすぎないか。その理由は把握していないのか。

また、各事業の参加率に差異があるのはなぜか。特に、近隣市町村巡りのような遠足的な事業の参加率は高いが、教養講座等の参加率が低いように思える。

⇒ご指摘のとおり、受講生数を考えると参加者は少ないと言えます。その理由につきましては、生きがい大学運営委員会において、利用者代表の方や関係者等が議論されており、その議論に基づき、参加しやすい事業となるべく、事業内容の見直し等が行われているものと考えます。なお、高齢者の方が受講生ですので、健康管理の面から冬季等の実施時期では参加率が低くなることもあるのではないかと推測いたします。

○各事業における分教室別の参加者の内訳は。

⇒手持ちの資料がございませんので、後日に回答します。

○生きがい大学の事業内容を見直すべきではないか。多額のバス借上料経費を要するならば、遠方の研修等を必ず採用しなければならないのか疑問である。

⇒現状としては市内のみの講座ではなく、平成26年度であれば、桜井市への近隣市町村巡りや、社会見学として舞鶴市の舞鶴引揚記念館等の他市町村の施設等を見学することにより、高齢者の方の新たな気づきをもたらし、生涯学習の推進につながるものと考えております。

○生きがい大学のPR方法は地域によって異なるのか。特に、木津地域の受講生が他の地域と比べると低すぎる。

⇒市の広報紙による受講生募集を行っており、より地元に着した市社会福祉協議会や市老人クラブ連合会の市全域を網羅する公共団体に募集の協力をお願いしており、特にPR方法に差異はないものと考えております。

◎次の項目について追加資料を要請することとした。

#### 【追加資料要請】

- ・生きがい大学受講者の年齢階層表[5歳区分]
- ・宇治市と八幡市の高齢者教育事業の概要及び受講者実績
- ・各事業における分教室ごとの参加者数

#### ④公民館費

##### 資料A 4 公民館費

◎公民館費について資料に基づき説明を受け、事前審議を行った。

##### 審議・質疑応答

○公民館は加茂地域のみであるが、今後、公民館を新設する考えはあるのか。特に、木津川台地域の公民館予定地とされている文教厚生ゾーンには長年にわたって新設されないが、今後の予定は。

⇒現時点で、数年中に公民館を新設する計画は伺っておりません。なお、木津川台地域における公民館の新設につきましては、担当課に確認しておきます。

○木津川市の公民館活動が活発ではないのではないかと。高齢者教育事業も含めて、地域の集会所等を活用して事業を行うべきである。

⇒社会教育法に基づく公民館事業としては、京田辺市や城陽市における公民館講座等の開設状況と比較すると、かなりサービスが充実しており、講座受講者や施設利用者も多く、決して活発ではないと言えないと考えます。

○公民館の建物が老朽化しているが、耐震補強等の計画はあるのか。資料



の施設の沿革を参照すると、南加茂台公民館以外の施設は大規模改修が行われていない。

⇒瓶原公民館及び当尾公民館は、昭和の合併以前における旧村役場であり、建築年数は70年以上でございます。また、両施設ともに耐震補強は行っておりません。現状としては、施設は老朽化しておりますが、躯体の改修というよりも、可能な限り最小限の修繕を行っております。なお、当尾公民館につきましては府道拡幅用地となるため、工事着工後は、隣接する統廃合となった当尾小学校跡地を活用した当尾の郷会館に機能を移転いたします。

また、南加茂台公民館は耐震建築物であります。今後は屋根等の躯体にかかる大規模改修が不可欠であると言えます。

○高齢者教育事業と公民館事業はソフト面で似たような事業であり、一体化した運営や連携を行うと効率的と考えるが、そのような検討をしたことはあるのか。

⇒生涯学習を推進する施策という面では類似事業と言えますが、高齢者教育事業は高齢者を対象とした教育事業であり、公民館事業は不特定多数を対象とした公民館事業であることから、おそらく一体化したものとして検討した経過はないと考えます。ただし、双方の事業は、生涯学習の推進を所管する社会教育課生涯学習係が事務を所管しており、事務レベルでは十分に連携は行っているものと言えます。

○各公民館の距離はどのくらい離れているか。

⇒南加茂台公民館と瓶原公民館が約4キロ、南加茂台公民館と当尾公民館が直線距離にして約3キロ程度であると考えます。

○2つの施設の老朽化も踏まえて、今後は公民館を統合し、効率的にも1か所に統合するべきではないか。

⇒ご指摘のとおりであると考えます。古くは3つの施設で公民館講座等を行っていましたが、現在のところ、南加茂台公民館に講座を集中させることにより効率化を図っており、瓶原・当尾公民館は貸館業務のみを行っております。

なお、市内には公民館以外にも文化センターや交流会館等の多数の公共施設においても、サークル活動等の貸館業務を行っております。

○貸館としての利用状況は。

⇒各公民館における利用者数は、「資料4-②」のとおりでございます。

	<p>◎次の項目について追加資料を要請することとした。</p> <p><b>【追加資料要請】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各公民館の部屋ごとの利用状況（占有率）</li> <li>・各公民館の減免基準及び減免実績</li> </ul> <p>(2) 公共施設等総合管理計画アンケート結果（中間速報）について</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料B（委員差替分） 公共施設総合管理計画アンケート結果</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（中間速報）について</p> <p>◎12月に実施した市民への公共施設等総合管理計画アンケートについて、現時点の回収状況及び集計報告を受けた。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審議・質疑応答</p> <p>○高齢者層の回答率が高いが、計画策定の際には、若年層等の回答も考慮しなくてはならないと考える。</p> <p>⇒ご指摘のとおり、高齢者層の回答率が高いので、クロス集計などを行い、若年層や子育て世帯のニーズを分析した上で、計画策定を行っていきたいと考えております。</p> <p>(3) その他 特になし。</p> <p>3. その他</p> <p>(1) その他 特になし。</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	